

住居確保給付金 ～転居費用の補助～

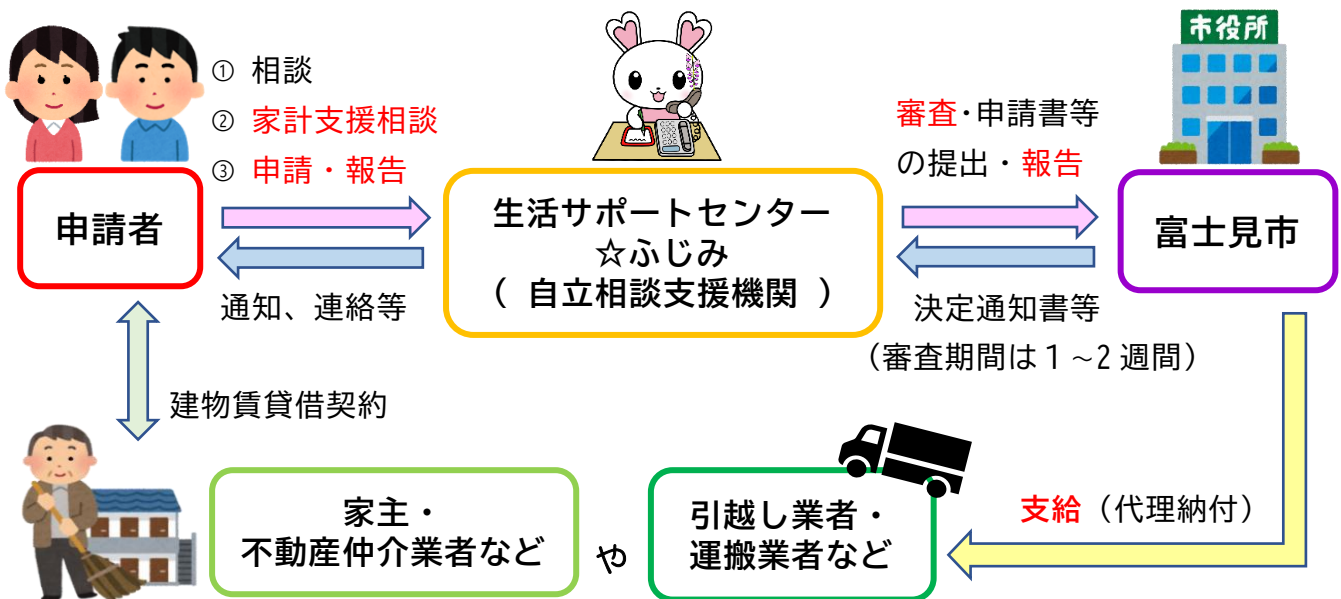
2026年
7月版

～ 家計を立て直す目的で転居する場合に 費用の一部を補助 ～

同じ住居に住んでいる世帯内の人数が減ったり、離職や休業などで減収した方がいることなどによって、世帯全体の収入合計額が著しく減少した結果、住居を失うおそれがある、または失った方が対象です。

ただし、家計の見直しを行うことで家計の改善が見込めると認められ、転居後も生活サポートセンター☆ふじみ(自立相談支援機関)で、家計の改善と生活再建に向けた支援を受け続けることが条件です。支援の計画(プラン)を一緒に考え、相談を重ねながら生活の安定をめざしていきます。

決定後は、富士見市が定める支給額(対象の一部経費)が、富士見市から賃貸住宅の家主や不動産仲介業者、引越し業者などへ直接支払われます(代理納付)。



* 家主・不動産仲介業者や引越し業者等との連絡は原則申請者が行う。

申請・相談窓口

富士見市社会福祉協議会 生活サポートセンター☆ふじみ

TEL 049-265-6200 受付：平日 8時半～17時

〒354-0026 富士見市鶴瀬西 2-4-19

まずはお電話でお問い合わせください。 来所でのご相談は予約制です。

ご予約の方を優先的に対応させていただきますので、ご予約のない方はお待ちいただくか、後日改めてご来所いただくこととなります。何卒ご了承ください。

支給要件（申請できる方）

該当

次の1～9のすべてに該当すること		
1	申請者と同一世帯内の人数が減ったり(施設入所、死去など)、申請者もしくは申請者と同一世帯内の人の離職(自営業の廃業含む)や休業などによって、世帯全員の収入合計額が著しく減少し、困窮している。	<input type="checkbox"/>
2	申請する月が、世帯の収入合計額が著しく減少した月から2年以内である。 *減収前と減収後(現状)を比較できる資料の提出が必要。	<input type="checkbox"/>
3	申請者は、申請する月において、世帯の生計を維持している。 *生計維持者、または生計中心者である。	<input type="checkbox"/>
4	申請する月の同一世帯全員の収入合計が【収入・資産要件】の①以下である。	<input type="checkbox"/>
5	申請する日の同一世帯全員の金融資産の合計額が【収入・資産要件】の③以下である。	<input type="checkbox"/>
6	生活サポートセンター☆ふじみ(自立相談支援機関)で家計に関する相談支援を受けた結果、以下の①または②の理由によって転居が必要だが、転居費用を準備することが難しい状況であると富士見市福祉事務所に認められること。 ① 転居することで家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれる。 ② 転居することで家賃額は増えるものの、家賃以外の支出が減り、家計全体の支出の削減が見込まれる。 <u>*転居によって家計の改善が見込める状況であること、申請前から支給後に状況が改善するまでの間、生活サポートセンター☆ふじみで生活再建に向けた相談支援を受け続けること</u> が条件。	<input type="checkbox"/>
7	住居の転居に関する他の給付金や制度を利用していない。 *生活保護受給中または申請中の場合は対象外。 *転居先が介護保険や障がい者福祉など各種制度に係る施設の場合は対象外。	<input type="checkbox"/>
8	申請者および同一世帯内全員の中に暴力団関係者はいない。	<input type="checkbox"/>
9	過去に住居確保給付金の転居費用補助を利用したことがない。 <u>再支給申請の場合(富士見市以外での受給歴を含む)は、以下のすべてに該当していること。</u> ◎最後の支給月の翌月から起算して1年を経過している。 ◎前回の支給後、新たに上記1～8に該当する状況や状態となり困窮している。 ◎上記1の離職(自営業の廃業含む)や休業の理由が、本人の責に帰すべき理由、または当該個人の都合(自己都合)によるものではない。 例えば、勤務先の都合等で解雇になった場合、勤務先が倒産した場合、収入を得る機会が自身の責任や都合によらずに減少した場合、などをいう。 自身の責任に帰すべき重大な理由による解雇や倒産、あらかじめ雇用期間が決まっていた更新のないことに同意していた契約社員や派遣社員等、自らの都合で勤務時間を減らすなどして減収した場合などは該当しない。	<input type="checkbox"/>

収入・資産要件（富士見市の定める額）

◎5人世帯以上の場合はお問い合わせください

↓ 以下は月額	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
① 世帯の収入上限額 (同一世帯全員の収入基準額)	132,000 円	183,000 円	213,000 円	250,000 円
② 世帯の基準額 (同一世帯全員の収入)	89,000 円	131,000 円	157,000 円	194,000 円
③ 世帯の金融資産額 (同一世帯全員の預貯金等)	534,000 円	786,000 円	942,000 円	1,000,000 円

- * **収入** とは、給与（社会保険料等天引き前の総支給額。交通費支給額は除く）、事業収入の他、各種年金、雇用保険等の給付（失業給付など）、休業補償（傷病手当など）、定期的な収入（仕送り、養育費など）等をいう。児童手当、児童扶養手当、特別障がい者手当、奨学金など特定の目的のために支給されるものや職業訓練受講給付金などは含めない。
- * **金融資産** とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産などをいう。
- * **申請者同一の世帯内** とは、住民票上の世帯ではなく、同じ住居内に住み、同じ生計の中で生活を営んでいる全ての人のことをいう。

対象経費・支給額（富士見市の定める額）

● 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・ 転居先への家財の運搬費用・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)・ 鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・ 敷金 (退去時に返還される可能性があるため)・ 契約時に支払う家賃（前家賃)・ 家財や設備の購入費用 (エアコンなどの家電、家具など)

● 支給額（転居費用補助の上限額）

◎5人世帯以上の場合はお問い合わせください

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
129,000 円	156,000 円	168,000 円	168,000 円

※支給額以上の経費については、申請者の自己負担 となる。

また、結果的に転居費用が支給額を下回った場合は 差額の返還 が必要。

家計改善支援について（申請するための要件）

● 家計改善支援とは

家計に問題を抱える方からの相談に応じて、家計の状況を確認の上で『見える化』し、家計再生の計画と個別のプランを作成、支援することで家計の再生を目指すこと。

相談者の根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように支援していくために、必要な各種制度の活用や、債務整理について法的な支援につなぐこともある。なお、富士見市は家計改善支援事業を実施していないため、自立相談支援機関である、生活サポートセンター☆ふじみでの相談支援が必須となる。

● 家計の見直し、改善に向けた相談を開始 ⇒ 富士見市に資料を提出

相談者の同意を得て相談支援を開始する。

家計の状況を確認するため、「現状の家計表」を一緒に作成。

その後、改善点などを見つけながら「生活再建のための家計表」も作ってみる。

↓

生活再建のために転居が必要(有効)かどうかを検討する。

現状と転居後に予測される家計を比べて、家計が改善する見込みがあるか、相談者自身が生活再建を図る意欲があるか、再建に向けた支援に同意するのか、を確認。

改善の見込みと再建の意欲、相談支援への同意が確認できた場合は、富士見市に「家計表」と「住居確保給付金要転居証明書(様式10)」を提出する。

↓

富士見市から『転居費用の補助の対象』と認められた場合は、申請手続きに進む。

● 申請し審査の結果、支給が決定した場合

支給が決定して転居した後は、住居入居日から7日以内に以下を生活サポートセンター☆ふじみに提出、報告する。

- ・住居確保報告書(様式5)
- ・賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し
- ・新住所における住民票の写し
- ・初期費用や運搬費用などの領収書等

報告後もプランに沿って、生活再建に向けた相談支援を受ける必要がある。

【 留意事項 】

- ◎ 申請しても審査の結果、支給を認められない場合がある。
- ◎ 関係機関、不動産仲介業者、引越し業者などに、支給に関して必要な範囲で確認や報告を求める場合がある。
- ◎ 申請希望者が持家に居住している場合は、居住を維持することができなくなった理由、その維持費用の金額について確認する。その上で家計改善支援を始めることで、転居の必要性や転居費用の捻出が困難であること、家計の改善が見込めるかどうかを判断する。
- ◆ この他、申請書や確認書等に記載されている事項に同意した上で申請手続きを行うこと。同意事項等を守らない場合や虚偽の申請など、不適正受給に該当する事実が判明した場合は不支給とし、すでに支給後の場合は支給額を徴収することになる。